



2021/8/4 苫小牧市アスベスト研修会 改正大気汚染防止法について

北海道胆振総合振興局環境生活課地域環境係

本日の内容

1. 石綿(アスベスト)とは
2. 改正大気汚染防止法について
3. 参考

1. 石綿(アスベスト)とは

1. 石綿(アスベスト)とは
2. 改正大気汚染防止法について
3. 参考

石綿(アスベスト)とは

石綿の特徴

- 天然に生成した極めて細い鉱物纖維
- 耐熱性
- 耐摩擦性
- 耐酸アルカリ性
- 安価



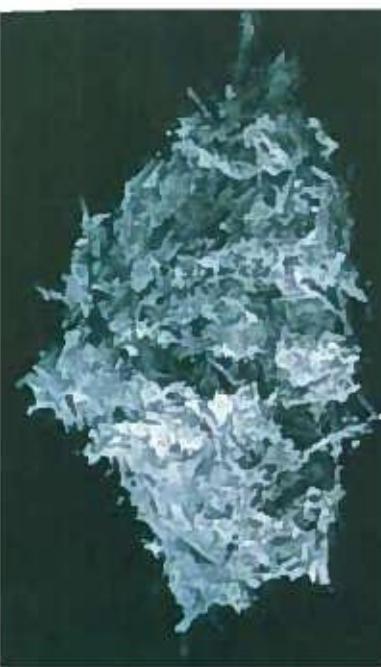
主に建材に使用される

吹付け材、保温・断熱材、
スレート材等

建材以外に以下のものに使用

摩擦材、シール断熱材等

クロシドライト(青石綿)



アモサイト(茶石綿)



クリソタイル(白石綿)



出典: THE ASBESTOS/Nexgen (1996年日本石綿協会)

※この他にトレモライト、アクチノライト、アンソフィライトがある。



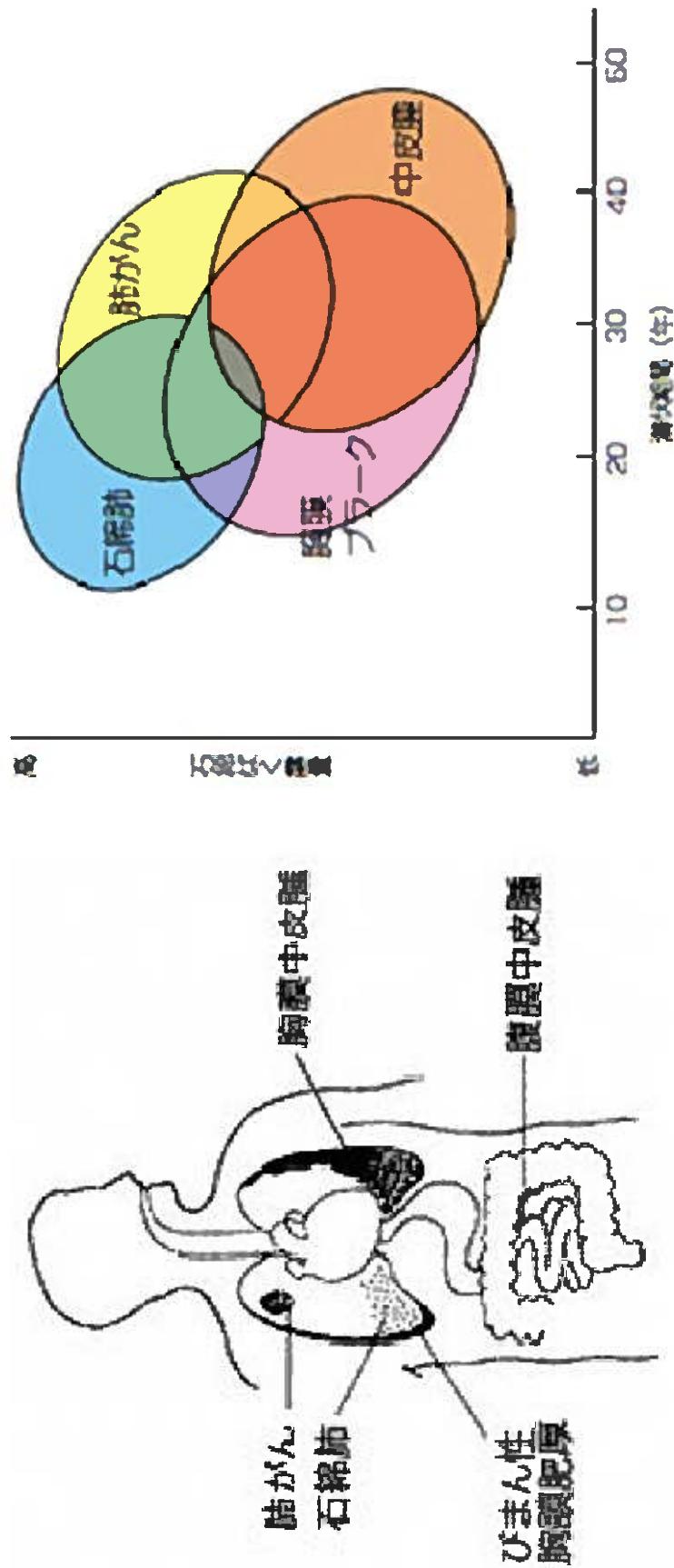
石綿(アスベスト)の使用例

レベル1 (発じん性著しく高い)	レベル2 (発じん性高い)	レベル3 (発じん性比較的低い)
石綿含有吹付け材 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材	 吹付け石綿	 石綿含有成形板等
	 スレート板	 ビニル床タイル
 石綿含有吹付けバーミキュライト	 配管の保温材	 煙突の断熱材
 石綿含有吹付けナハーライト		

出典　目で見るアスベスト建材(第2版) (国土交通省)より一部を改変

※除去時の発じん量(飛散性)に応じてレベル1～3に分類

石綿(アスベスト)による健康影響について



出典：独立行政法人環境再生保全機構のホームページ

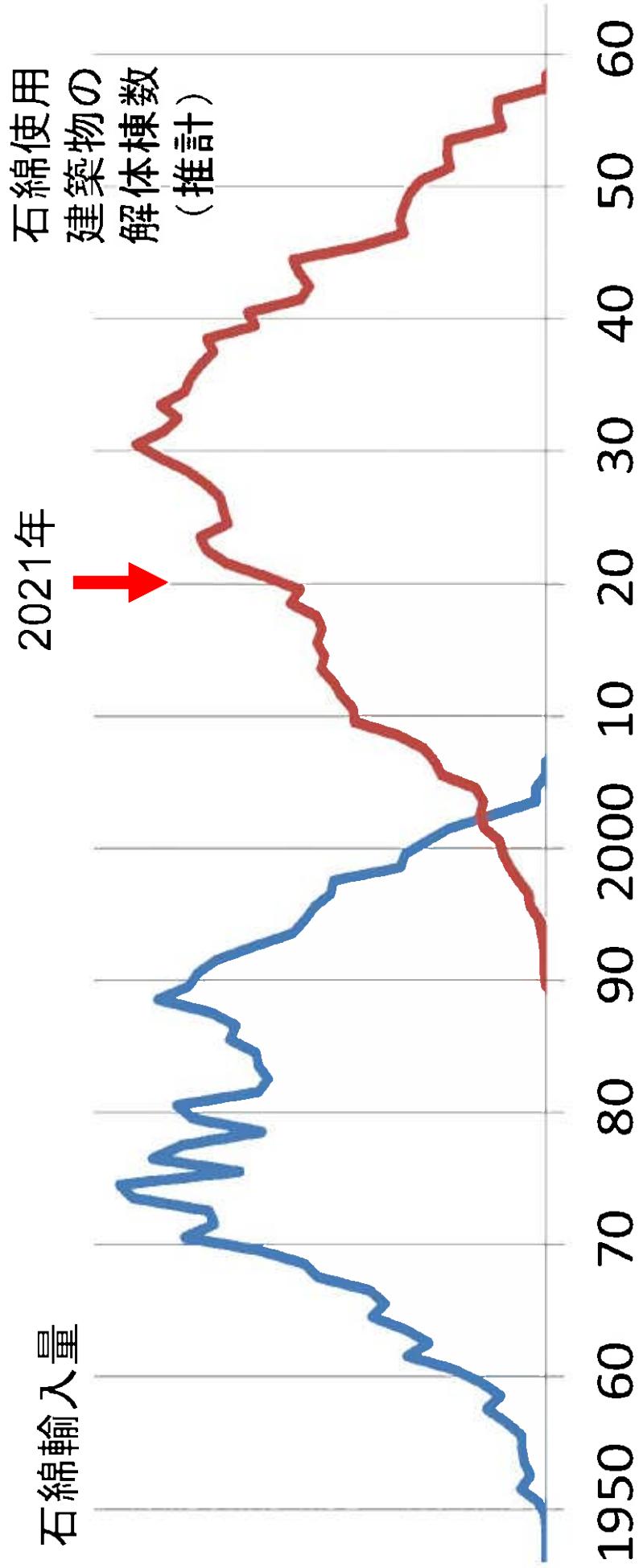
石綿の吸入により生じる疾患

- 石綿肺
- 肺がん
- 中皮腫
- 胸膜plaques

中皮腫の死亡者数は約
20年で約3倍に増加

※H7 : 500人 → R1 : 1466
人

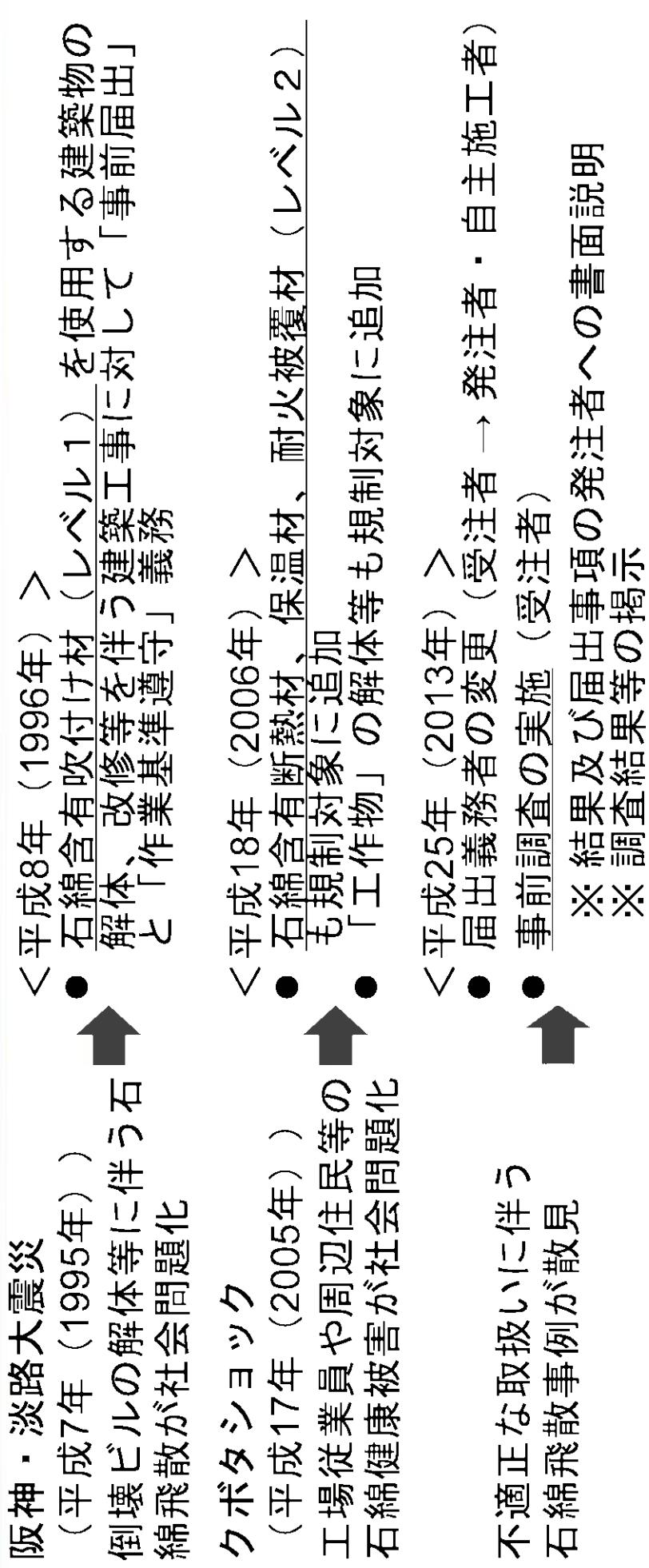
北海道 石綿(アスベスト)の輸入量と石綿使用建造物の解体棟数



出典
石綿輸入量のデータ：財務省貿易統計より
石綿使用建築物の解体棟数（推計）：国土交通省社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会(第5回)資料より

今後建物の解体件数は増加
→石綿使用建築物の解体工事の石綿暴露防止の徹底が必
要

大気汚染防止法改正の背景



- 平成25年 (2013年) の法改正後の法の施行状況調査により以下のことが判明
- 石綿含有建材(レベル3)において、不適正な除去作業を行えば石綿が飛散するおそれ
 - 事前調査における特定建築材料の見落としや、特定粉じん排出等作業における特定建築材料の取り残しにによって、解体等工事に伴い石綿を飛散
 - 解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底

1. 石綿(アスベスト)とは

2. 改正大気汚染防止法について

3. 参考

大気汚染防止法改正の概要

1. 規制対象の拡大
石綿含有成形板等（レベル3）を含む全ての石綿含有建材に規制対象を拡大
2. 事前調査の信頼性の確保
一定規模以上の建築物工事について石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付け及び調査方法の法定化
3. 直接罰の創設
隔壁等をせずに吹付石綿等の除去作業を行ったものに対する直接罰の創設
4. 不適切な作業の防止
元請業者に対する記録の作成・保存を義務づけ
元請業者にに対する警告や作業の除去の結果の発注者への報告
5. その他
都道府県等による立入検査対象の拡大
災害時に備えた建築物等の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の後押しする国及び地方公共団体の責務の創設等

大気汚染防止法改正の概要

1. 規制対象の拡大
石綿含有成形板等（レベル3）を含む全ての石綿含有建材に規制対象を拡大
2. 事前調査の信頼性の確保
一定規模以上等の建築物等の解体工事について石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付け及び調査方法の法定化
3. 直接罰の創設
隔壁等をせざずに吹付石綿等の除去作業を行ったものに対する直接罰の創設
4. 不適切な作業の防止
元請業者に対する記録の作成・保存を義務づけ
元請業者にに対する記録の作成・保存を義務づけ
5. その他
都道府県等による立入検査対象の拡大
災害時に備えた建築物等の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の後押しする国及び地方公共団体の責務の創設等

規制対象の拡大

大気汚染防止法の改正により石綿含有建材（レベル3）が規制対象に拡大
→ レベル3に係る作業基準が新たに設けられた

（特定建築材料）

吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とする（令第3条の3）

- ・ 吹付け石綿（レベル1）
- ・ 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（レベル2）
- ・ 石綿含有成形板等（レベル3）
※ 石綿含有仕上塗材※（レベル3）
- ※ 吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライトについては、従来通り「吹付け石綿」に該当する

レベルの分類	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	吹付け石綿	石綿含有保温材 石綿含有断熱材 石綿含有耐火被覆材	石綿含有成形板等 石綿含有仕上塗材
作業計画作成の有無	有	有	有
作業実施届出の有無	有	有	無

規制対象の拡大 計画で定める事項

- 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における**特定粉じん排出作業の開始前に、次に掲げる事項を記録した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。**
(規則16条の4)

(特定粉じん排出等作業の計画で定める事項)

特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

特定工事の場所

特定粉じん排出等作業の種類

特定粉じん排出等作業の実施の期間

特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類
並びにその使用箇所及び使用面積

特定粉じん排出等作業の方法

第10条の4第2項各号に掲げる事項

- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 下請人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

レベル3 建材の特定工事でも作業計画を定める必要がある

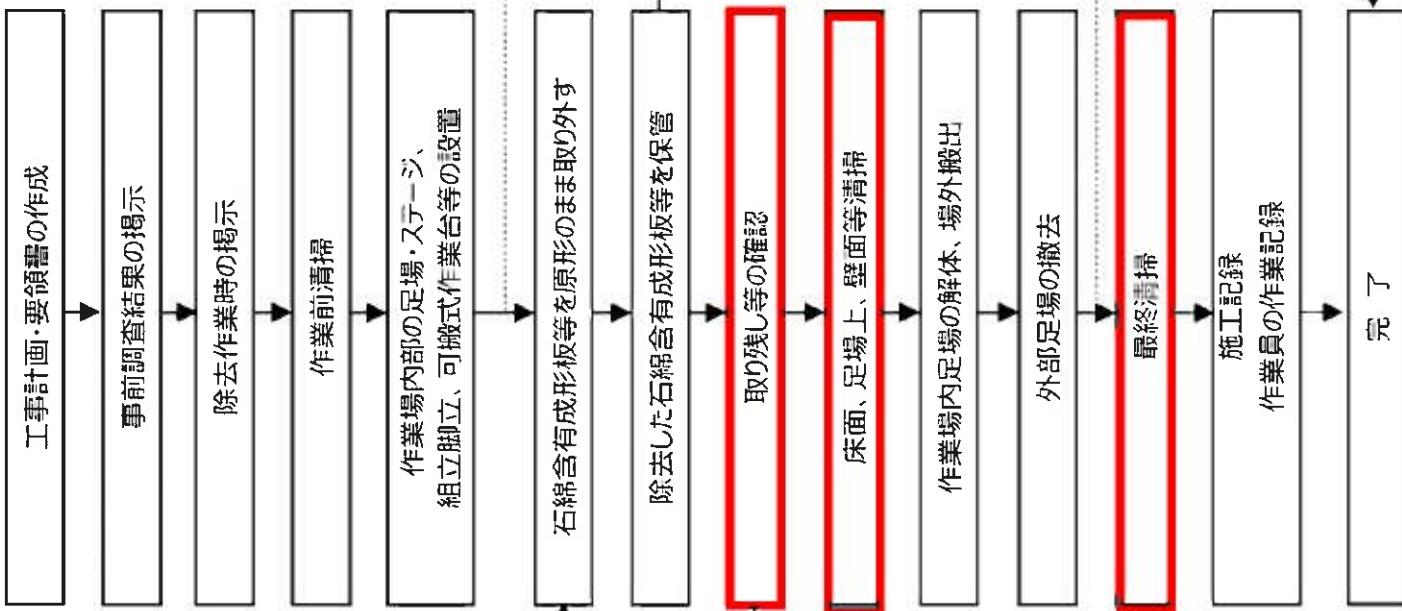
規制対象の拡大 成型板等の排出等作業の作業基準

- 石綿含有成形板等の作業基準（規則別表第7-4の項に規定）
 - 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されるか、**又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。**
 - 特定建築材料を、**切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。**
 - 口 イの方法により特定建築材料（ハ）に規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なときは一部除去の場合など改修・補修作業の性質上適しないときは、**除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化※1すること。**
 - ハ 石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なときは一部除去の場合など改修・補修作業の性質上適しないときは、**次に掲げる措置を講ずること。**
 1. 当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生※2すること。
 2. 当該特定建築材料を薬液等により湿潤化※1すること。
- ニ 当該特定建築材料の除去後、**作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。**この場合において、ハの規定により養生を行つたときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。
 - ※1 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水を含む。一度湿潤な状態にすることだけではなく、切断面等への散水等の措置を講じながら作業を行うことにより、湿潤な状態を保つ必要がある。湿潤化が困難な場合は十分な集じん性能を有する電動工具を使用することや隔離養生（負圧不要）を行うことにより、飛散防止措置を実施すること。
 - ※2 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。

規制対象の拡大



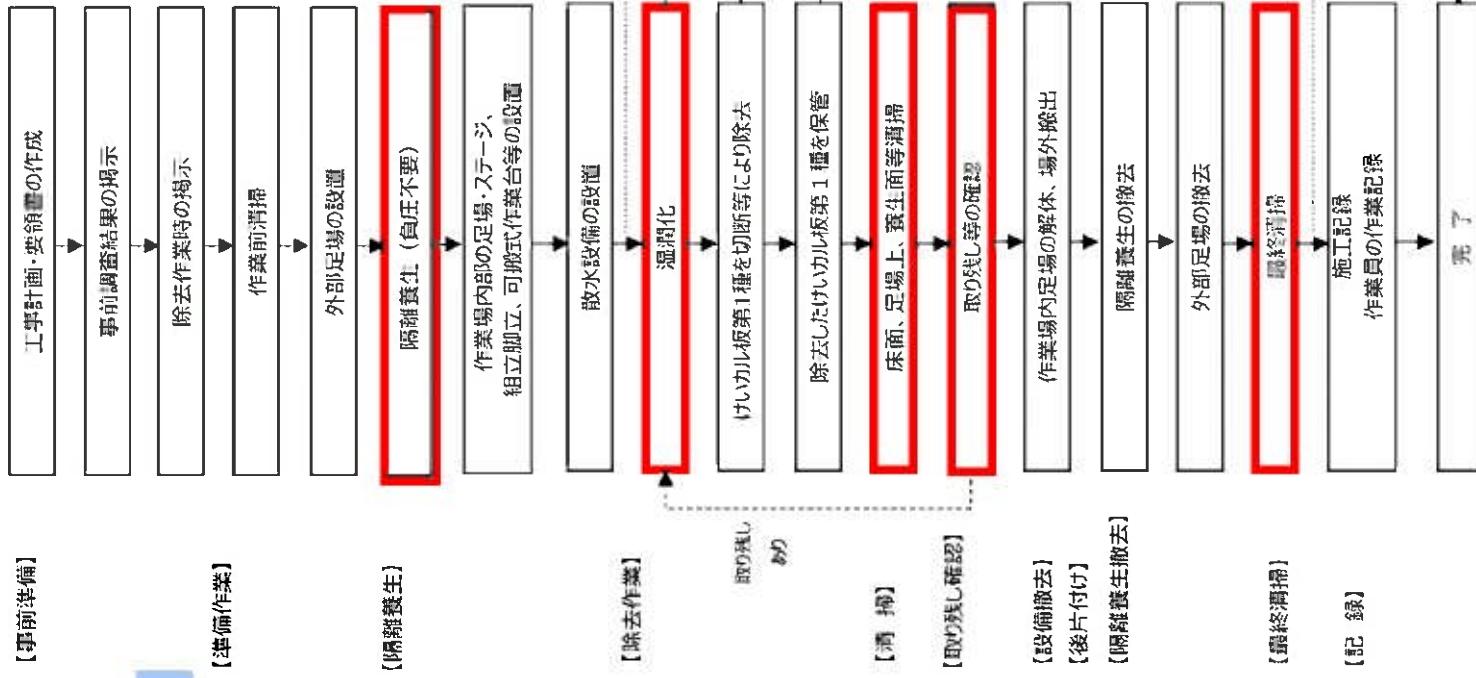
石綿含有成形版等を原形のまま取り外して除去する場合のフロー





規制対象の拡大

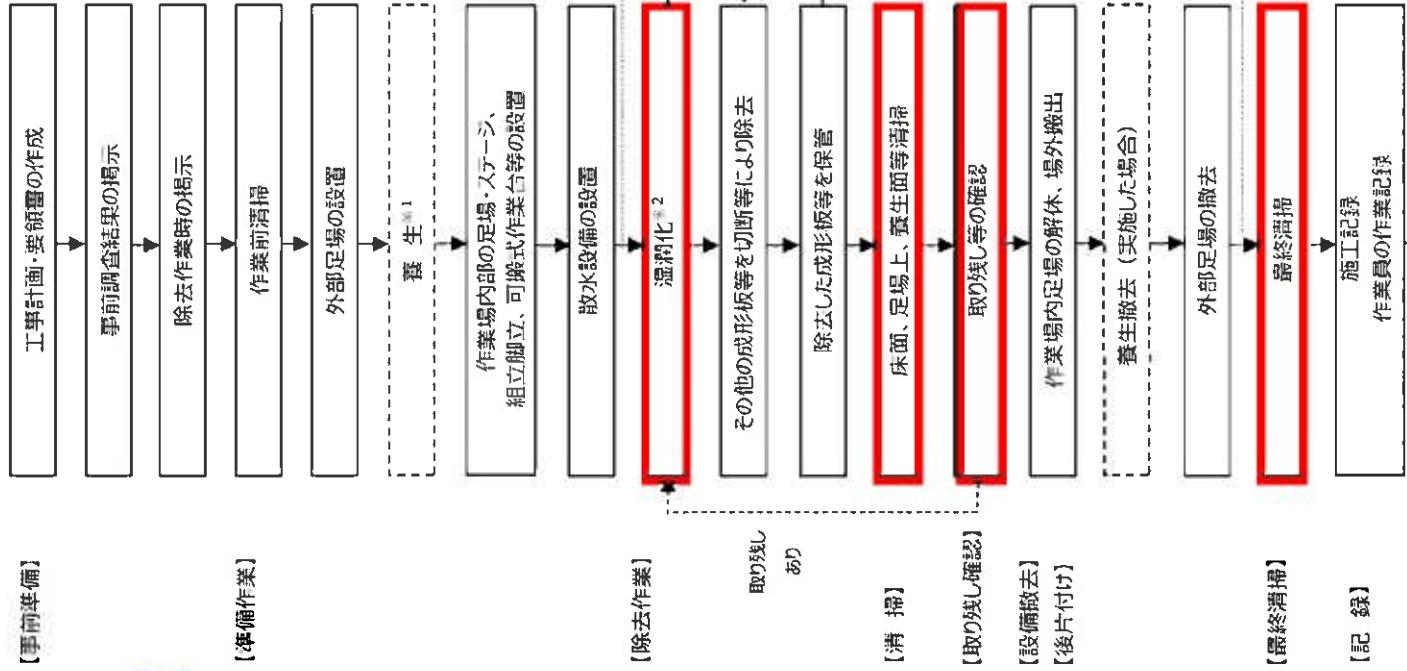
けい酸カルシウム板1種 を切断等により除去する 場合のフロー





規制対象の拡大

その他の石綿含有成形版等を切断により除去する場合のフロー



規制対象の拡大 仕上塗材の作業基準

○ 石綿含有仕上塗材の作業基準（規則別表第7 4の項に規定）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 除去する特定建築材料を**薬液等により湿潤化**※¹こと。

ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。

1. 当該特定建築材料の**除去を行う部分の周辺を事前に養生**※²すること。
2. 当該特定建築材料を**薬液等により湿潤化**※¹すること。

ハ 当該特定建築材料の**除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。**この場合において、口の規定により養生を行つたときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※¹ 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水を含む。一度湿潤な状態にすることだけでなく、切断面等への散水等の措置を講じながら作業を行うことにより、湿潤な状態を保つ必要がある。湿潤化が困難な場合は十分な集じん性能を有する電動工具を使用することや隔離養生（負圧不要）を行うことにより、飛散防止措置を実施すること。

※² 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。

規制対象の拡大 仕上塗材の作業基準

○ 湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置

十分な集じん機能を有することを判断するための要件としては少なくとも以下を全て満たした上で、湿潤化及び隔離養生（負圧不要）と同等以上の粉じん飛散防止効果があることを個々の現場ごとに示すが必要である。

- ・ 集じん装置を備えたカバーフィルタ付きの工具であること
- ・ 集じん装置はHEPAフィルタを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- ・ 当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の総繊維濃度が $0.15\text{本}/\text{cm}^3$ （作業環境の石綿管理濃度）を下回ることが示されていること

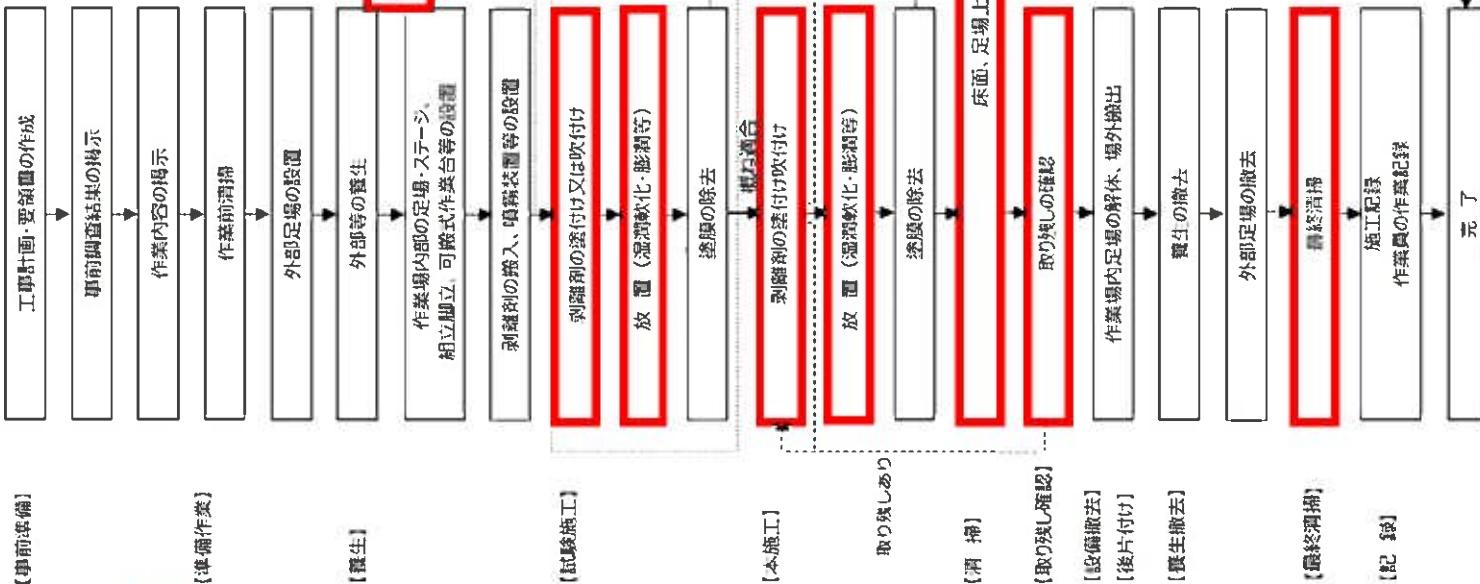
事業者は上記要件に合致する工具であることの説明が行えるよう、工具の性能等を証明するデータ等を整理して記録を作業中保持し、作業終了後も除去作業の記録として3年間保存しておくことが必要である。

※ 作業場所の総繊維濃度に関する要件は、個別の機器ごとではなく、同能力の型式ごとに実験データ等から判断して差し支えない

※ 湿潤化及び隔離養生（負圧不要）と同等以上の効果を有する措置として、石綿含有吹付材等を除去する場合に実施する負圧隔壁養生の措置を採用することも可能



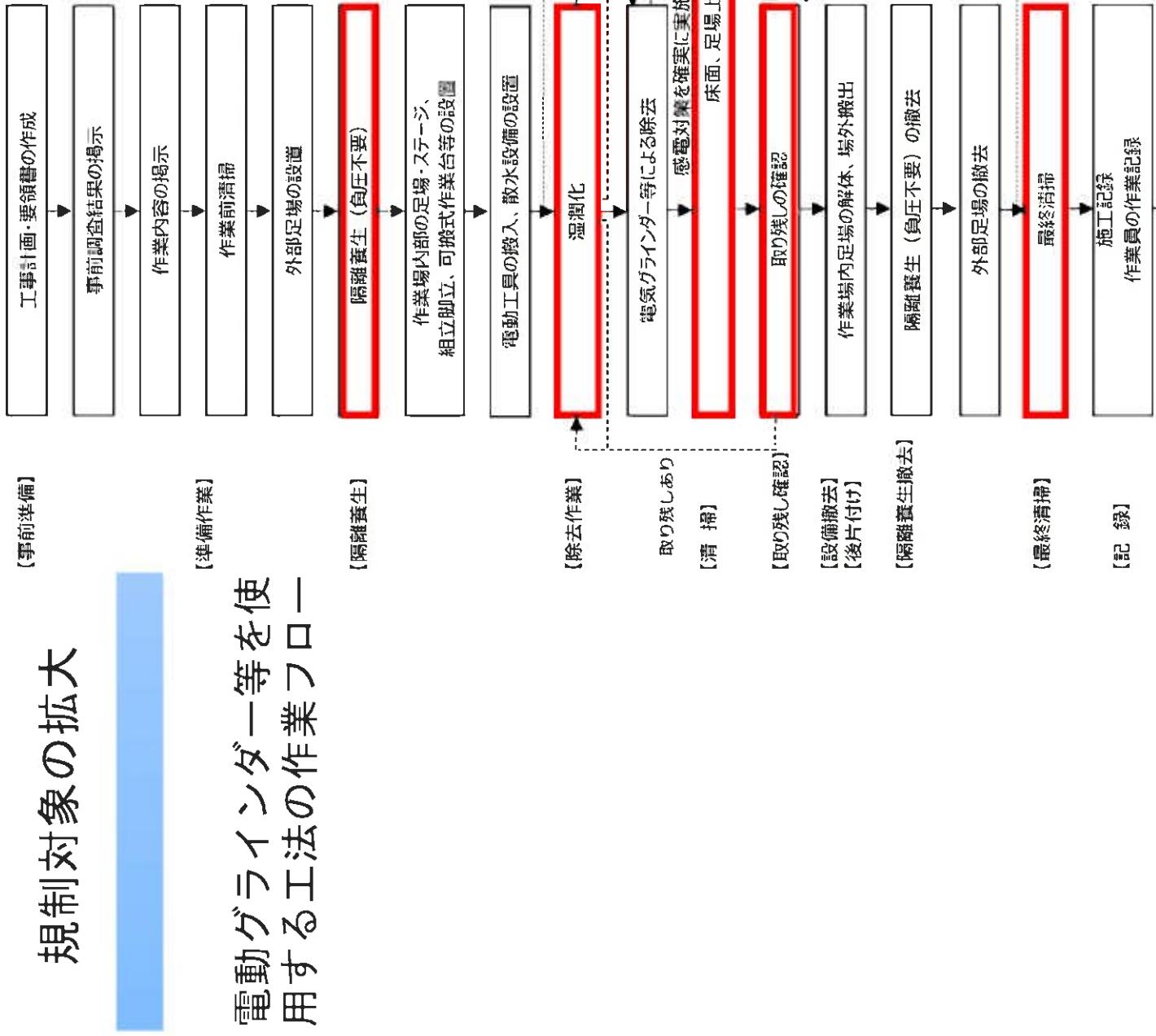
規制対象の拡大 作業フロー



出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散抑制のための規制対策徹底マニュアル（令和3年3月 厚生労働省労働基準局 安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課）



規制対象の拡大



出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化學物質対策課 環境省・天気環境局大気環境課）

規制対象の拡大 レベル3の作業の対策概要

建築材料の種類	石綿含有成形版等		石綿含有仕上塗材	
	石綿含有成形版等	切断等による除去	石綿含有けい酸カルシウム	切断等による除去
石綿含有建材除去時の工法	切断等による除去	切断等による除去	切断等による除去 (電動工具は使用しない)	切断等による除去 (電動工具を用いて除去)
石綿含有建材除去等時の飛散防止方法	原形のまま取り外し	原形のまま取り外し 湿潤化等	作業場を隔壁養生 (負圧不要等) 原形のまま取り外し	作業場を隔壁養生 (負圧不要等) 例 高圧水洗除去 例 剥離剤併用工具 ケレン除去
隔壁	—	—	隔壁養生 (負圧不要)	隔壁養生 (負圧不要)
湿潤化	—1)	常時要	—1) 常時要	常時要 常時要
飛散防止等の養生	—	—	— ①)	常時要 常時要
(床防水養生)	—	—	— ①)	— —
汚染水処理	—	—	— ①)	— —
清掃	要	要	要 要	要 要
取り残し等の確認	要	要	要 要	要 要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す

- 1) 粉じん飛散防止のために実施することが望ましい
- 2) 「○」は適切な石綿飛散防止対策のため実施が必要な措置を示す

出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
(令和3年3月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課)の一部を改変

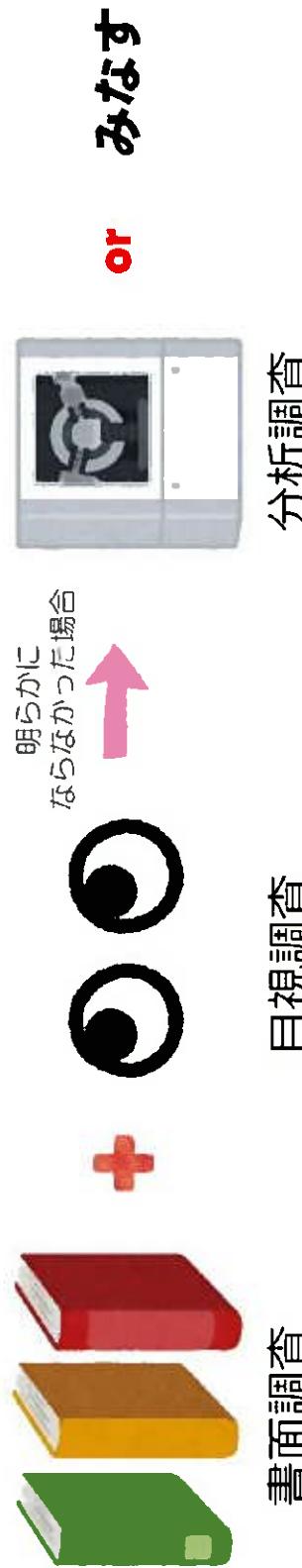
大気汚染防止法改正の概要

1. 規制対象の拡大
石綿含有成形板等（レベル3）を含む全ての石綿含有建材に規制対象を拡大
2. 事前調査の信頼性の確保
一定規模以上等の建築物等の解体工事について石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付け及び調査方法の法定化
3. 直接罰の創設
隔壁等をせざずに吹付石綿等の除去作業を行つたものに対する直接罰の創設
4. 不適切な作業の防止
元請業者に対する記録の作成・保存を義務づけ
元請業者にに対する記録の作成・保存を義務づけ
5. その他
都道府県等による立入検査対象の拡大
災害時に備えた建築物等の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の後押しする国及び地方公共団体の責務の創設等

事前調査の信頼性の確保 事前調査方法について

○事前調査の方法（規則第16条の5）

原則は「書面調査と目視調査」
調査の対象は全ての解体等工事



設置の工事に着手が平成18年9月1日以後であることが設計図書等の書面により明らかな場合は、
特定建築材料の有無の目視による調査は不要とする

○事前調査を行う者※（一定の知識を有する者）（令和2年環境省告示第76号） ※令和5年(2023年)10月1日から適用

- ・ 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者（一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る）
- ・ 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

事前調査の信頼性の確保 事前調査結果の説明について

北海道

- 元請業者から発注者への説明（法第18条の15、規則16条の7）
事前調査結果は作業開始前（届出対象特定工事の場合は工事開始の14日前まで）に書面で元請業者から発注者に説明する必要がある

説明する内容

事前調査結果

特定工事に該当する場合

- ・特定材料の種類、使用箇所、使用面積
- ・特定粉じん排出等作業の種類、実施期間、方法
- ・対象となる建築物等の概要、配置図、付近の状況
- ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

- 書類の記録について※1（規則第16条の8）※1 電子データでの保存可

- ・事前調査の記録→解体等工事が完了した日から**3年間保存**※2
(解体等工事の元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果などの事項について追加する)

- ・発注者への説明の書面の写し→解体等工事が完了した日から**3年間保存**※2
(第3条第5項)

北海道 事前調査の信頼性の確保 事前調査結果の報告について

- 事前調査結果の報告（法第18条の15第6項関係）
一定規模以上の工事について、事前調査を行ったときは、遅滞なく、調査結果を都道府県知事又は大防政令市長へ報告

※令和4年(2022年)4月1日から適用

建築物	事前調査結果の報告が必要な一定規模以上の工事 解体部分の床面積合計が80m ² 以上の解体工事 又は 請負代金の合計が100万円以上の改造又は補修工事
工作物	請負代金の合計が100万円以上の解体、改造又は補修工事

※工作物とは（令和2年環境省告示第77号）
「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てを言う

- ・反応槽
- ・加熱炉
- ・ボイラーアンダーポンプ
- ・配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く）
- ・煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）
- ・電気設備
- ・配電設備（ケーブルを含む）
- ・送電設備
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家
- ・遮音壁
- ・軽量盛土保護パネル
- ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

事前調査の信頼性の確保 事前調査結果の報告について

北海道



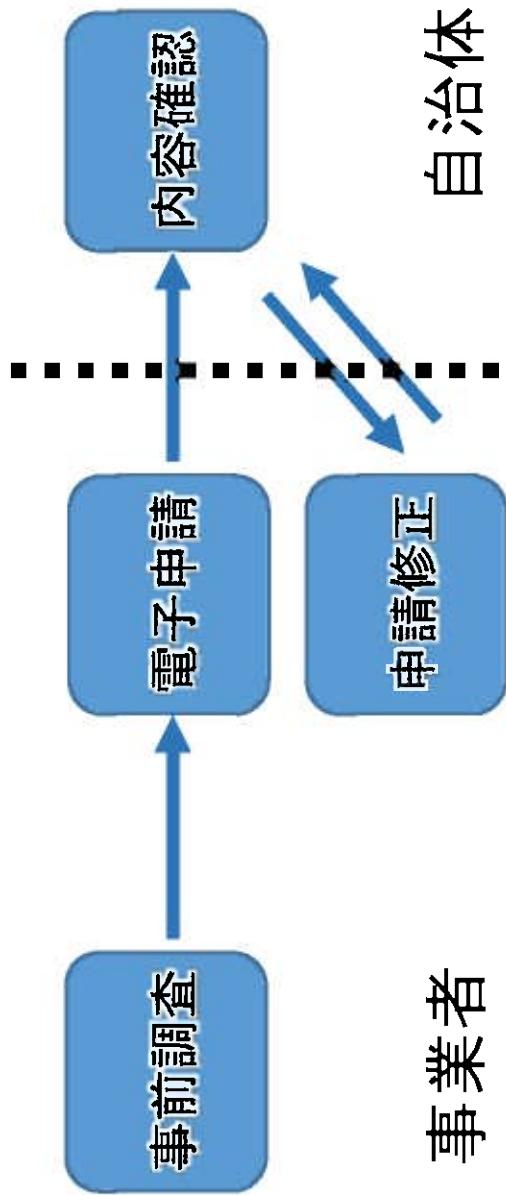
○事前調査結果の報告内容（規則第16条の11第2項）

- ・事前調査の方法及び結果
- ・建築物等の構造
- ・使用建築材料の種類
(事前調査が適切に行われたか判断できる項目)

○事前調査結果の報告方法（規則第16条の11第4項）

- ・電子システムによる報告
- ※原則、電子による報告（紙での報告も可）
- ※石綿障害予防規則の報告と共通

電子システムの事業者向けの周知・広報は今年の秋を目標に実施予定



事業者

自治体

○解体等工事に係る調査及び説明等（法第18条の15第5項関係）

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、事前調査の結果その他の環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

○事前調査結果等の掲示（新規則第16条の9、第16条の10）

- ・掲示の大きさ：長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず）
・掲示内容：解体等工事の元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果など

○作業方法等の掲示（作業基準）（新規則第16条の4第2号）

- ・掲示の大きさ：長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず）
・掲示内容：届出年月日、届出先、元請業者の名称、作業実施期間及び方法など

○現場への備え置き

- ・解体等工事の施工期間中、常に現場にある事務所等に備え置くだけではなく、工事を施工する者や都道府県等が事前調査に関する記録の写しを現場で確認可能な状態にする。

- ・大防法及び石綿則等に分けて掲示をする必要は無い
- ・掲示は周辺住民及び作業者の両方に見やすい場所に掲示する



事前調査の信頼性の確保お知らせ看板の例

建築物等の解体等の作業に関する基準

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行ております。^{注1}

事業場の名称：○○○○解体工事作業所		発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名) ○○○○開発(株) 代表取締役社長 ○○ ○○	
調査板表示日	令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日
解体等工事期間 石綿除去(特定拆除しん拆出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日	東京都○○区○○一〇
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全休(1階～3階)	元請業者(工事の施工者がかつ調査者) 氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○		
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			住所 東京都○○区○○一〇
【石綿含有あり】	現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-××-××-××-××		
外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイトル 1階 専用天 石綿含有有い酸カルシウム板第1種 クリソタイトル 2階 事務室 会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイトル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイトル	○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1～3階 床:ビニル床シート⑤、壁:けい酸カルシウム板第1種 ④ 天井:岩綿吸音板 ③ その他の建材 ④⑤		
石綿含有建材 特定建築材料の処理方法	事前調査・試料採取を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株) 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○		
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○		
使用する資材及びその種類	石綿含有建材 石綿含有成形板等 【例】フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらハーネル等で除去を行う。石綿含有有い酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔壁)し、湿潤化しながらハーネル等で除去を行う。 石綿含有仕上塗材 【例】剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔壁)し、除去を行う。 ・湿潤用薬液 ○○○○・剥離剤 ○○○○ ・養生用シート(厚さ:0mm)・接着テープ 等		
備考 その他の条例等の届出年月日 ○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○○月○○日届出)	その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による説明 ⑤材料の製造年月日		

注工事に係る部分の床面積の合計が 8000 平方メートルの建築物の解体工事請負金額 100 万円以上の場合は

出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月厚生労働省労働基準局安全衛生部化学生物質対策課）環境省水・大気環境局大気環境課

大気汚染防止法改正の概要

1. 規制対象の拡大
石綿含有成形板等（レベル3）を含む全ての石綿含有建材に規制対象を拡大
2. 事前調査の信頼性の確保
一定規模以上の建築物等の解体工事について石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付け及び調査方法の法定化
3. 直接罰の創設
隔壁等をせざずに吹付石綿等の除去作業を行つたものに対する直接罰の創設
4. 不適切な作業の防止
元請業者に対する記録の作成・保存を義務づけ
元請業者に対する警告や作業に関する記録の作成・保存を義務づけ
5. その他
都道府県等による立入検査対象の拡大
災害時に備えた建築物等の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の後押しする国及び地方公共団体の責務の創設等

○罰則（法第34条第3号及び第35条第4号関係）

- ・除去等の義務違反：3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
 - ・事前調査結果の報告義務違反：30万円以下の罰金
- 除去等の義務違反は下記の方法をせずにして行つた場合適用

作業の種類	方法
除去	かき落とし、切斷、又は破碎することなく取り外す方法
	除去を行う場所を隔壁して全室を設置し、除去を行う間、HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法
	隔壁等に準ずる方法 (グローブバッジ工法等)
	囲い込み又は封じ込めを行う方法 ※レベル1の囲い込み及び封じ込め、レベル2の囲い込みを行う場合は、隔壁し、HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法
特定粉じんの飛散を防止するための処理	特定粉じんの飛散を防止するための処理

ただし、建築物等が倒壊するおそれがある場合や、上記方法で行うことが技術上著しく困難な場合は、その限りでない（法第18条の19関係）

大気汚染防止法改正の概要

1. 規制対象の拡大
石綿含有成形板等（レベル3）を含む全ての石綿含有建材に規制対象を拡大
2. 事前調査の信頼性の確保
一定規模以上の建築物工事について石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付ける方法の法定化
3. 直接罰の創設
隔壁等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行ったものに対する直接罰の創設
4. 不適切な作業の防止
元請業者に対する警告や作業に関する記録の作成・保存を義務づけ
5. その他
都道府県等による立入検査対象の拡大
災害時に備えた建築物等の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の後押しする国及び地方公共団体の責務の創設等

不適切な作業の防止 作業基準の遵守義務等



○作業基準の遵守義務等

- 特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。（新法第18条の20関係）
- 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるとときは、その者に對し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。（新法第18条の21関係）

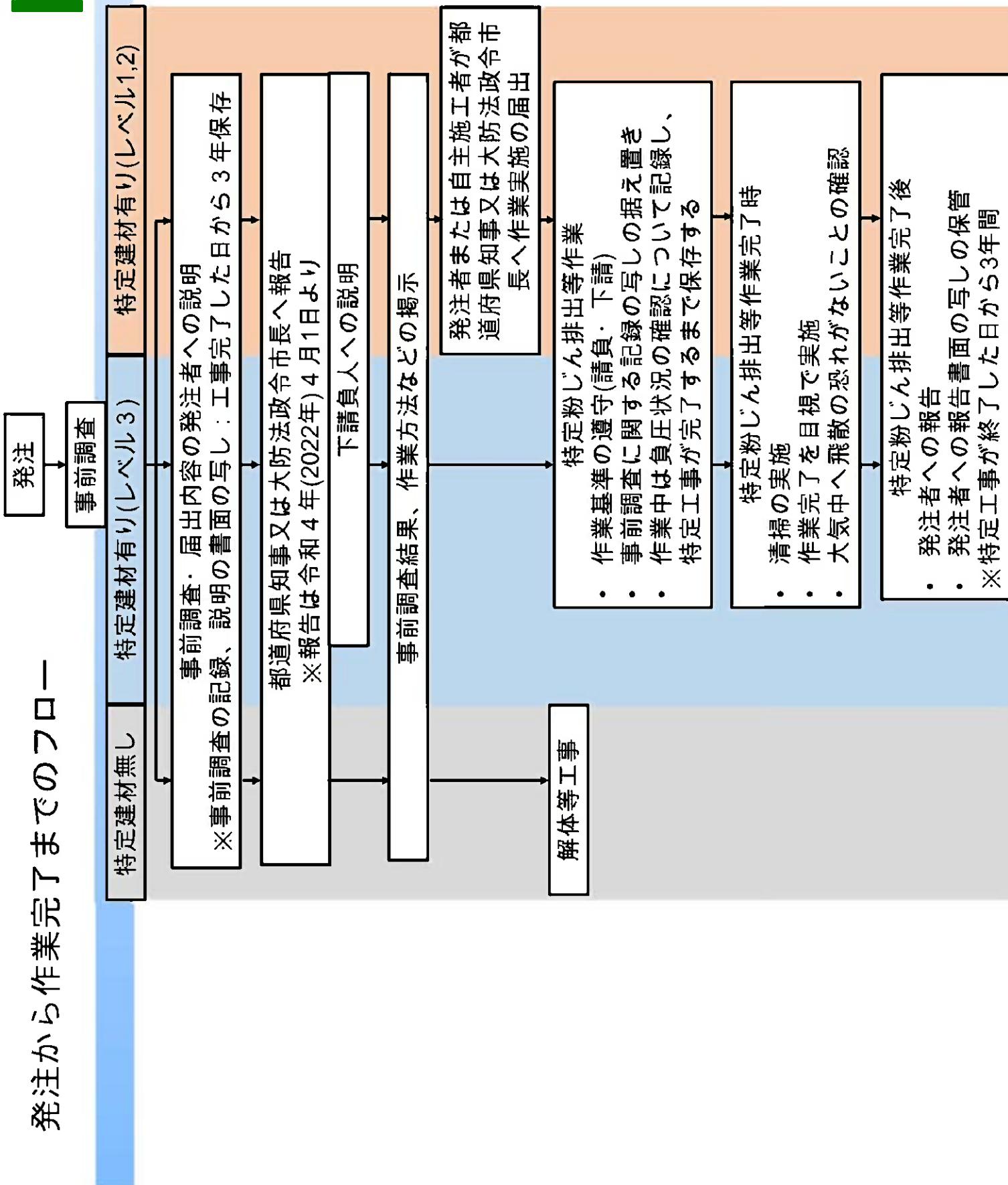
下請負人の作業基準遵守義務等の対象への追加により・・・
下請負人が適切に作業を行えるよう下請契約時の工事費等に関する配慮や作業方法の説明に關する規定も追加（新法第18条の16第2項及び第3項）
→下請負人への説明事項：作業の種類、実施期間、作業の方法、工程の概要等（新規則第16条の12）

不適切な作業の防止 特定粉じん排出等作業の結果の報告等

- 特定粉じん排出等作業の結果の報告等
 - 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、**その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。**
(新法第18条の23第1項関係)
- **作業完了の確認を行ったために必要な知識を有する者に、当該確認を目視により行うことの義務化** (新規則第16条の4第5号)
作業完了の確認を行ったために知識を有する者：事前調査を行わせる者又は石綿作業主任者
- 清掃：特定建築材料除去後、作業場の隔離又は養生を解く前に、清掃の実施を義務化 (新規則別表第7の1～2、4～6の項)
- 隔離を解く際の確認：一般大気中への飛散のおそれがないことの確認を義務化 (新規則別表第7の1、6の項)
※ 方法：位相差顕微鏡法や纖維状粒子自動測定器による総纖維数濃度の確認等
- 発注者への報告事項：作業完了年月日、作業実施状況の概要、完了の確認を行った者の氏名等
(新規則第16条の16第1項)
- 作業記録及び発注者への報告書面の写しの保存期間：特定工事が終了した日から3年間 (新規則第16条の16第2項)
- 作業中の記録：**負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常の確認等について記録し、特定工事が終了するまでの間保存** (新規則第16条の4第3号)



発注から作業完了までのフロー



大気汚染防止法の改正事項と施行日



規制内容	令和2年 6月	10月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 10月
特定建築材料以外の石綿含有建材への規制			周知		
事前調査の方法の法定化			周知		
一定の知見を有する者による事前調査の実施				周知、者の育成	
事前調査結果の記録の作成、保存			周知		
事前調査結果の控えの現場への備え置き			周知		
事前調査結果概要の都道府県等への報告			周知、システム整備		
事前調査の信頼性確保					
隔離をともなう作業での石綿漏えいの有無の確認			周知		
知識を有する者による取り残しの有無の確認			周知		
作業の記録			周知		
適切に行われたことの確認、確認結果の記録・保存			周知		
作業結果の発注者への書面での報告、記録			周知		
直接罰の適用			周知		
罰則の対象の拡大			周知		
改正大防法施行令（政令）・施行規則（省令）の公布					
改正大気汚染防止法の公布					

1. 石綿(アスベスト)とは
2. 改正大気汚染防止法について

3. 参考

参考 北海道の取り組み

アスベスト(対策)に関する情報の公表、普及・啓発

<北海道アスベスト情報ポータルサイト>

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/contents/asbest/asbest.html>

- › トピックス
- › 北海道の取組
 - 道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル
 - 北海道のアスベスト指導指針等
 - 吹付けアスベスト等使用状況調査結果
 - 特定粉じん排出等作業実施届出書等（大気汚染防止法）
- › Q & A
 - アスベスト関係法令
 - 健康被害対策状況
 - 融資制度
 - アスベスト相談窓口
 - アスベストの点検、調査、測定・分析に関すること
 - 吹付けアスベストの除去技術等

参考 北海道アスベストセミナー

北海道ではアスベストセミナーを開催しています

今年度は12月にwebでの開催予定

北海道アスベストセミナー

(オンライン開催)

日時 令和3年1月25日(金) 10:00～17:00
内容 アスベストに関する法律等の解説及びアスベストが健康被害に及ぼす影響や、
構造、効能等の工事における取扱いの実務等の実演実習、
労働者・共同作業員、民衆の権利を守る会議、解体・拆除等の工事を行うた、アスベストを扱う機
関などを持つべきの方々。
会場 北海道教育庁総合政策部総務課（札幌市中央区北5条西1丁目）
北洋技研長吉留洋介氏
「工業試験場」

[開催次第 第1]

時間	講題	講師
10:10～10:30	アスベスト概論	北海道アスベスト対策研究会 (前田) 北海道環境科学技術センター 事務課長
10:30～10:50	アスベストの分析方法	北海道アスベスト対策研究会 (地図) 北海道立公会堂講堂 産業システム監査組・システムクリーン室宣伝課長
10:50～11:50	石膏管理の実務	建設機械石膏含塵機械運送協会 小野 勝也
11:00～12:00	午前中の講義終了式挨拶回観	
12:00～13:00	昼食（休憩）	
13:00～14:00	石綿露呑管下水処理の実証について（後）	厚生労働省 北海道労働局労働衛生課 瀧原忠一 施設地方機関事務官 質疑応答課長
14:00～15:15	大気・土壤汚染法の改正及び北海道の取 組ごとについて（後）	北海道 環境生活部環境危機課社会性課 。
15:15～15:45	建築物石綿含有物取扱について (後)	国土交通省 北海道開拓整理部環境問題担当官 。
15:45～16:00	アスベスト性能による判断の実習 (後)	札幌市 市政局環境部資源再生課 。
16:00～16:40	アスベスト點呼問題について (後) 北洋技研、共研、株式会社 (東京証券)などの解説。	北海道アスベスト対策研究会 (前田) 北海道立公会堂講堂 機械運送協会会長室 。
16:40～17:00	午後の講義全般の質疑回観	
17:00	終了	

環境省のHPに改正大気汚染防止法について資料などをまとめられています

http://www.env.go.jp/air/post_48.html

改正大気汚染防止法について

1 改正大気汚染防止法の内容について

解体等工事に伴う石綿飛散防止対策の一層の強化を図る「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が、6月5日に公布されました。

改正法等については、以下を御確認ください。

- ・[大気汚染防止法の一部を改正する法律（案文、理由）【PDF 1.1MB】](#)
- ・[大気汚染防止法の一部を改正する法律（新旧对照表）【PDF 1.1MB】](#)
- ・[大気汚染防止法の一部を改正する法律（要録）【PDF 1.1MB】](#)
- ・[【官報】法律第三十九号大気汚染防止法の一部を改正する法律（インターネット版官報のページへ移行します。）](#)
- ・[大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（案文、理由）【PDF 1.1MB】](#)
- ・[大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（新旧对照表）【PDF 1.1MB】](#)
- ・[大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（要録）【PDF 1.1MB】](#)
- ・[【官報】政令第三百四号大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（インターネット版官報のページへ移行します。）](#)

参考 厚労省・環境省作成マニュアル



建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び
石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

厚労省と環境省がマニュアルを作成しました

作業基準等が記載されており参考になります

令和3年3月

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

環境省水・大気環境局大気環境課

解体工事等に伴う石綿の飛散防止の徹底を
よろしくお願ひ致します

ご静聴頂きありがとうございます



発注から作業完了までのフロー

